資料２

# 久喜市文化財保護審議会条例

平成２２年３月２３日

条例第１０７号

（設置）

第１条　文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第１９０条第１項の規定に基づき、久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、久喜市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、かつ、これらの事項に関し必要と認める事項を建議する。

（１）　文化財の指定及び解除に関すること。

（２）　市指定文化財の修理復旧又は滅失若しくはき損の防止の措置に関すること。

（３）　市指定文化財の現状変更の許可及び環境保全のための必要な施設の勧告に関すること。

（４）　文化財の買収に関すること。

（５）　文化財の出品公開に関すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関し必要と認める事項。

（組織）

第３条　審議会は、文化財保護審議委員（以下「委員」という。）１０人以内をもって組織する。

（委嘱）

第４条　委員は、文化財に関し専門的及び技術的に識見を有する者のうちから、久喜市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の推薦により、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、補充欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

第６条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第７条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（文化財調査委員の設置）

第８条　教育委員会は、文化財の専門的事項を調査するため必要があるときは、文化財調査委員（以下「調査委員」という。）を置くことができる。

２　調査委員の定数は、１０人以内とする。

３　調査委員は、文化財に関し専門的、技術的知識を有する者のうちから、教育長が委嘱する。

（庶務）

第９条　審議会の庶務は、教育委員会文化振興課において処理する。

（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この条例は、平成２２年３月２３日から施行する。

附　則（令和５年１２月２５日条例第３１号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。